

京都市里道管理条例の一部を改正する条例(平成27年3月27日京都市条例第83号)  
 (建設局土木管理部道路河川管理課)

次のとおり、里道の占用料(以下「占用料」という。)の適正化を図るためその額を改定するとともに、占用料の徴収の対象となる占用物件を追加する等の必要があるため、京都市里道管理条例の一部を改正することとしました。

1 占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料			
			改 正 前		改 正 後	
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱, 電線, 街灯そ の他こ れらに 類する 工作物	電柱及びその支柱類		円	円	円	円
	電話柱及びその支柱類		3,700	1,900	3,500	540
	その他の柱類		2,200	1,100	2,100	310
	共架電線その他上空に設ける線類		220	110	210	31
ガ ス 管, 水 管, 下 水道管 その他 これら に類す る物件	管 路	外径が0.07メートル未満のもの	30	15	21	3
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	90	45	86	13
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	130	65	120	19
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	200	100	180	28
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	250	130	据置き	37
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	390	200	370	56
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	510	260	490	75
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	910	460	860	130
		外径が1メートル以上のもの	1,200	600	据置き	190
		長さ1メートルにつき1年	2,100	1,100	2,000	300

その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	600	1,100	170	

注 改正案にあつては、伝統的建造物群保存地区、歴史的風土特別保存地区、風致地区、特別緑地保全地区及び景観地区内にある電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類並びに共架電線その他上空に設ける線類は、占用料の額を2倍とします。

## 2 占用料の徴収の対象となる占用物件の追加

里道に設ける次に掲げる物件（第12条第1項第1号に掲げる工作物に限る。）の占用について、次のとおり占用料を徴収します。

占 用 物 件	単 位	占 用 料	
		市街化区域	その他の区域
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	円 12	円 2
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,700	260
その他のもの（柱類及び線類を除く。）	占用面積1平方メートルにつき1年	4,100	620

## 3 占用料を還付することができる場合の追加

占用料の全部又は一部を還付することができる場合に、災害その他の不可抗力により占用をすることができなくなった場合を追加します。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、3については、公布の日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第 83 号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「街灯」の右に「郵便差出箱」を加える。

第18条本文中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第29条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により占有することができなくなったとき。

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項を次のように改める。

			円	円	
第12条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類		3,500	540	
	電話柱及びその支柱類		2,100	310	
	その他の柱類		210	31	
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	21	3
		地下電線その他地下に設けるもの		12	2
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,700	260
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	4,100	620	

別表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

90	45
130	65
200	100
250	130
390	200
510	260
910	460
1,200	600
2,100	1,100
1,200	600

を

86	13
120	19
180	28
250	37
370	56
490	75
860	130
1,200	190
2,000	300
1,100	170

に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区、都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区、都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区及び景観法第61条第1項に規定する景観地区内に存する電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類並びに線類のうち共架電線その他上空

に設けるものの占用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市里道管理条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

### (平成27年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前又は改正後の京都市里道管理条例第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した平成27年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市里道管理条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)